

## 京都市山科地域公共交通会議の設置について

### 1 設置の趣旨

山科地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保  
その他旅客の利便の増進を図り、山科地域の実情に即した輸送サービスの実現に  
必要となる事項を協議するため設置する。

### 2 経緯

山科区の公共交通については、これまで、平成23年5月に設置した「山科区  
公共交通利用促進協議会」で議論を重ねてきた。

人口減少や担い手不足に加え、コロナ禍により、公共交通を取り巻く環境が厳  
しさを増す中、山科区の実情に即した輸送サービスについて、山科区の住民代表、  
関係行政機関、学識経験者を加えた幅広い関係者による協議を行うため、当該協  
議会を廃止し、「京都市山科地域公共交通会議」を設置することとした。

#### 【山科区公共交通利用促進協議会について】

- ・ 設置目的

山科区の公共交通ネットワークの充実に向けて、公共交通の利用促進と利  
便性向上を図るための情報共有と意見交換の場として設置。

- ・ 会員

京阪バス

京都市（都市計画局、交通局、山科区役所）

関係する地域住民代表（関係する議事がある場合に招集）

### 3 京都市全体の動きと京都市山科地域公共交通会議の位置付け

- ・ 令和4年度以降、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づ  
く協議会（以下、「法定協議会」という。）を設置予定。
- ・ 法定協議会において、京都市全域を対象とする「地域公共交通計画」を策  
定するための議論を行っていく。
- ・ 法定協議会の設置時「京都市山科地域公共交通会議」を当該協議会の部会  
に位置付け、部会での議論も踏まえて「地域公共交通計画」を策定していく。

#### 【参考】「地域公共交通計画」について

人口減少の本格化、運転者不足の深刻化に伴って、公共交通サービスの維持・  
確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加するなど、  
地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっ  
ていることを踏まえ、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正  
され（令和2年11月施行）、「地域公共交通計画」を策定することが地方自治  
体の努力義務とされた。